

平成 29 年度労働衛生対策取組状況調査結果の概要（両立支援関係）

平成 29 年 11 月実施 【 】内は有効回答事業場数

治療と仕事の両立支援の取組について

病気の治療のために、退職、休業、休暇取得等が必要な労働者がいる事業場の割合は、把握していない事業場を除き 40.4%となっている。

通院等のために定期的に休暇を必要とする者がいる事業場の割合は 23.9%、1 か月以上休業をした（休業中を含む）者がいる事業場の割合は 21.6%、治療のために退職した者がいる事業場の割合は 3.6%等となっている。

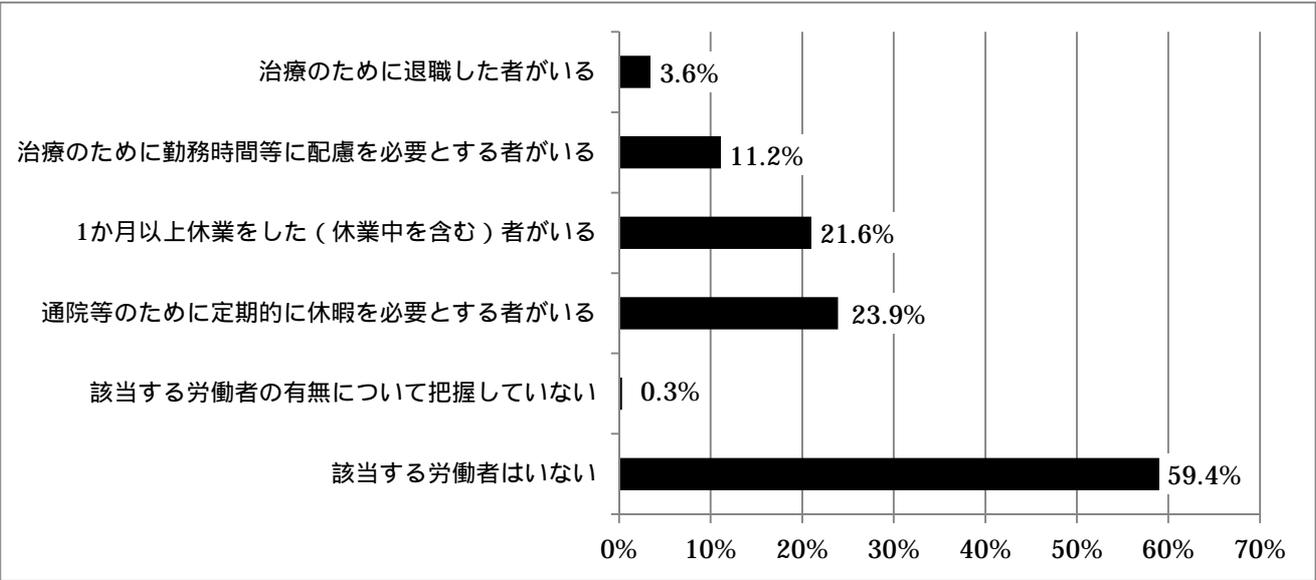
治療を必要とする労働者が利用可能な制度等がある事業場の割合は、特に利用出来る制度が無いと回答があった事業場以外で 93.7%となっている。

「制度等はないが、個別に勤務条件や休暇の変更が可能」としている事業場の割合は 53.4%、「休業・退職制度」を利用可能」としている事業場の割合は 48.2%等となっている。

治療と仕事の両立支援に係る取組を実施している事業場の割合は、特に実施していないと回答があった事業場以外で 69.7%となっている。

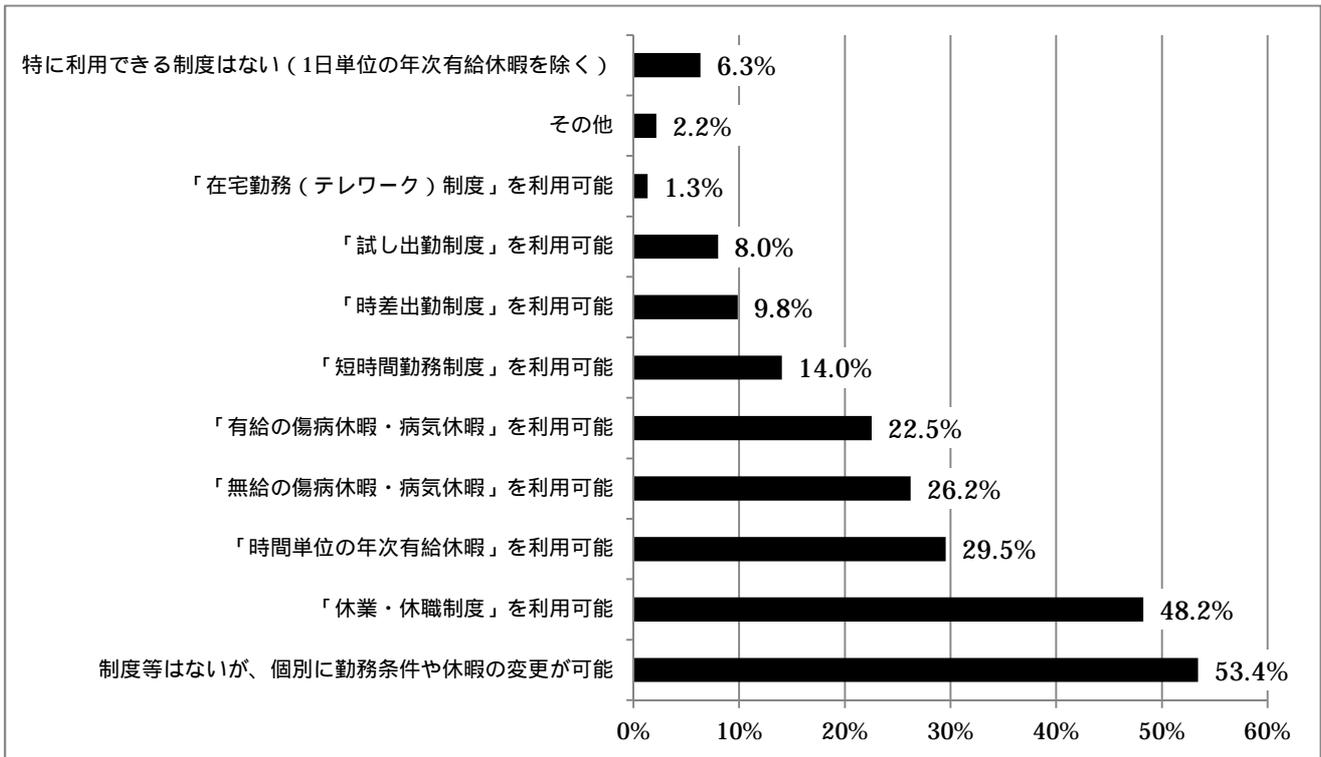
「利用可能な勤務制度等の周知」をしている事業場の割合は 34.8%、「相談・申出ができる窓口や申出情報の取扱いを明示」している事業場の割合は 32.6%等となっている。

(1) 病気の治療に支援を必要とする労働者の有無(過去 1 年間、メンタル関連疾患を除く)
【606】



(2) 治療を必要とする労働者に対する制度の整備状況（複数回答可）

【599】



(3) 治療と仕事の両立支援に係る取組状況

【595】

